

平成 29 年 11 月 10 日

各 位.

> 東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号 株式会社インフォメーションクリエーティブ 山田 亨 代表取締役社長

 $(JASDAQ \cdot \neg - F : 4769)$

問合せ先

管理本部長 松田 勝己

TEL: 03-5753-1211 FAX: 03-5753-1220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年12月22日開催予定の第40回定時株主総会 に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

執行役員制度の導入

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、監督機能の強化、 業務執行の責任の明確化及び意思決定の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導 入いたします。又、最適な経営体制の機能的な構築を可能とするため、執行役員からも社 長を選出できるようにいたします。

上記に伴い、現行定款の一部を変更するものであります。なお、執行役員制度の概要は 次のとおりです。

- ・執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取 締役会又は代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者とします。
- ・執行役員の選任は、取締役会で決議するものとします。
- ・取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ・執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成29年12月22日(金) 平成29年12月22日(金) 定款変更の効力発生日

以上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行

変更案

第 1 条 ~ 第12条 (条文省略)

(招集権者及び議長)

- を招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長 に事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

第14条 ~ 第16条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会並びに監 | 第4章 查等委員会

第17条 ~ 第19条 (条文省略)

(取締役会の招集権者及び議長)

- がある場合を除き、取締役社長が これを招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員又は事故があ るときは、取締役会においてあら かじめ定めた順序に従い、他の取 締役が取締役会を招集し、議長と なる。

第21条 ~ 第22条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によっ て、取締役(監査等委員である 者を除く。)の中から、代表取 締役を選定する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれ | 第13条 株主総会は、代表取締役がこれ を招集し、その議長となる。

第 1 条 ~ 第12条 < 現行どおり>

2. 代表取締役に事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

第14条 ~ 第16条 < 現行どおり >

取締役、取締役会、監査等委員 会 <u>、執行</u>役員

第17条 ~ 第19条 < 現行どおり>

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定め 第20条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、代表取締役が これを招集し、その議長となる。
 - 2. 代表取締役に欠員又は事故があ るときは、取締役会においてあら かじめ定めた順序に従い、他の取 締役が取締役会を招集し、議長と なる。

第21条 ~ 第22条 <現行どおり>

(代表取締役及び役付取締役等)

第23条 取締役会は、その決議によっ て、取締役(監査等委員である 者を除く。)の中から、代表取 締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。) <u>又は執行役員の中</u>から社長を選定する。

(新設)

3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から必要に応じて役付取締役を選定することができる。

第24条~第29条(条文省略)

第24条 ~ 第29条 < 現行どおり >

(新設)

(執行役員)

- 第30条 取締役会は、その決議によっ で執行役員を定め、業務を執行 させる。
 - 2. 取締役会は、その決議によって 執行役員の中から必要に応じて役 付執行役員を選定することができ る。

第30条~第35条(条文省略)

第 3 1 条 ~ 第 3 6 条 < 現行どおり >